

東京都歯科保健対策推進協議会災害時歯科保健医療活動ガイドライン検討部会設置要綱

平成28年9月26日28福保医政第1044号

(設置)

第1 災害時における歯科保健医療体制の基本的事項及び歯科保健医療活動の活動方針を検討し、ガイドラインを策定するため、東京都歯科保健対策推進協議会設置要綱第7に基づき、東京都歯科保健対策推進協議会災害時歯科保健医療活動ガイドライン検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 部会は、前項の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- 1 災害時における歯科保健医療体制の基本的な事項に関すること。
- 2 災害時における歯科保健医療活動の活動方針に関すること。
- 3 その他必要と認められること。

(構成)

第3 部会は、学識経験を有する者、関係団体の代表及び関係行政機関の職員等のうちから、福祉保健局長が委嘱し、又は任命する10名以内の委員をもって構成する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、委嘱又は任命された日から災害時歯科保健医療活動ガイドライン策定を終えるまでとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長の選任及び代理)

第5 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選により選任する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第6 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要に応じて部会にその委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。
- 3 部会の委員は、職務代行者を代理として出席させることができる。

(会議及び会議録の公開、非公開)

第7 部会の会議（以下「会議」という。）並びに会議に係る資料及び会議録等（以下「会議録等」という。）は、公開とする。ただし、部会長又は委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

- 2 会議又は会議録等を公開するときは、部会長は、必要な条件を付することができる。

(庶務)

第8 部会の庶務は、東京都福祉保健局医療政策部医療政策課において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から適用する。